

Japan tax alert

EY税理士法人

利益分割、恒久的施設への利益の 帰属及び事業再編に係るOECD 移転価格ガイドライン第9章の 整合性を図るディスカッション ドラフトをOECDが発表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

エグゼクティブサマリー

2016年7月4日、経済協力開発機構(OECD)は利益分割(BEPS行動8-10)及び恒久的施設への利益の帰属(BEPS行動7)に関する修正ガイダンスについてのディスカッションドラフトを公表しました。また、OECD移転価格ガイドライン第9章(事業再編)の整合性を図るための文書のパブリックレビューも求めています。

「BEPS行動8及び9-10:利益分割に係る修正ガイダンス」と題されたディスカッションドラフト(以下、「利益分割ディスカッションドラフト」)は、グローバル・バリュー・チェーンにおける取引単位利益分割法に関するガイダンスの明確化及び強化を目的としています。「BEPS行動7: 恒久的施設(以下、「PE」)への利益の帰属に係る追加ガイダンス」と題されたディスカッションドラフト(以下、「PEディスカッションドラフト」)は、コミッションア及び類似のアレンジメントにより設立されたPEを含む従属代理人PE、及び事業PEの一定の場所としての倉庫に関して、恒久的施設(PE)への利益の帰属に係る追加ガイダンスを示しています。「移転価格ガイドライン第9章の整合性に関する改訂」と題されたパブリックレビュー向けの文書(以下、「第9章パブリックレビュー文書」)は、事業再編に係る移転価格ガイドライン第9章の整合性を図る改訂で、2015年のBEPS報告書を踏まえた移転価格ガイドラインの改訂に続くものです。

利益分割ディスカッションドラフト及びPEディスカッションドラフトで示されている見解や提案事項は、OECD租税委員会の統一の見解を表すものではなく、パブリックコメントを求める機会を作るためドラフトとして発表されました。パブリックコメントは9月5日までに提出する必要があります。これらのディスカッションドラフトについてのパブリックコンサルテーションは2016年10月11日～12日に開催されます。第9章パブリックレビュー文書についてのパブリックコンサルテーションはありませんが、パブリックコメントが2016年8月16日までに提出を求められています。

おわりに

上記のディスカッションドラフトで示されている提案事項は、寄せられたパブリックコメント及びこれから開催されるパブリックコンサルテーションを踏まえて更に検討される予定です。利益分割ディスカッションドラフトの提案事項は、高度に一体化した活動を行うグローバル事業に特に関係してきます。PEディスカッションドラフトは、様々なグローバル事業に関係してきます。企業にとっては、OECDや事業を営む国における同分野の進展を引き続き注視し、この国際的な租税問題について政策当局と積極的に議論を交わしていくことが重要です。

本アラートの全文は、[2016年7月14日発行のEY Global Tax Alert\(英文のみ\)](#)でご覧いただけます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](#) をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](#) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160728

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](#)